大分県手話言語条例 逐条解説

令和3年3月 大分県議会

(前文)

手話は、音声言語と異なる語彙及び文法体系を有し、手指の動き、表情等により視覚的に表現される言語である。人間にとって言語は、思考、感情及びコミュニケーションの基盤であることから、手話を必要とする人が手話を獲得し、又は習得し、使用できる環境を整備することは極めて重要である。

聴覚障がい教育の歴史を顧みると、読唇と発声訓練を中心とする口話法が推進されるあまり手話の使用が制約された時期もあったが、ろう者は手話を大切に受け継ぎ、手話を言語として健全で心豊かな日常生活及び社会生活を営んできた。

近年、言語には手話その他の形態の非音声言語が含まれることを明記した障害者の権利に関する条約が国際連合総会で採択され、我が国でも障害者基本法において、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」が基本原則の一つとして定められ、手話が言語であることが明確にされた。本県においても、「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」において同趣旨の規定を設け、全ての障がい者が障がいの特性に応じた意思疎通手段を選択し、利用しやすい環境づくりを進めている。

しかしながら、本県において、手話が日本語とは異なる語彙や文法体系を有する言語であり、また、ろう者にとって思考、感情及びコミュニケーションの 基盤であって、成長していくために必要不可欠なものであるという理解は、十 分に広まっているとは言えない。

本県ではこれまで、障がい者の雇用促進、芸術文化やスポーツを通じた社会参加の推進など、障がい者が安心して自立した生活を送れる社会づくりに積極的かつ先進的に取り組んできた。これらの取組の一環として、県民が手話についての理解を深め、手話を必要とする人が手話を獲得し、又は習得する機会を確保し、手話による円滑な意思疎通のための環境を整備することにより、障がいのある人とない人が相互に人格と個性を尊重し、歩み寄りながら共生する社会を実現するため、この条例を制定する。

【趣旨】

手話の意義、条例制定に至る経緯及びその必要性を宣言・周知するために、前文を設けました。

【解 説】

1 「手話は、音声言語と異なる語彙及び文法体系を有し、手指の動き、表情 等により視覚的に表現される言語である。」

言語は、音声言語(日本語、英語など)と、非音声言語(各国の手話)に 分類されます。日本語と手話とは、語彙だけではなく語順などの文法も異な ります。手話では、手指の形、位置、動きに加え、表情や首の動きなども活 用することにより、複雑な文法的意味を表現することができます。

- 2 「手話を必要とする人」とは、聴覚に障がいのある人をはじめとした日常 生活や社会生活を営むうえで手話を必要とする人を言います。生まれつき聴 覚に障がいのある人だけでなく、病気や事故などにより途中で聞こえなくな った人を含みます。
- 3 「ろう者」とは、聴覚に障がいのある人のうち手話を使用して日常生活及

び社会生活を営んでいる人を言います。手話を日常的な意思疎通手段として 用いている中途失聴者(病気や事故などにより途中で聞こえなくなった人)、 難聴者(補聴器や人工内耳を使えば一定程度聞こえる人)及び盲ろう者(視 覚と聴覚の両方に障がいを併せ持った人)を含みます。

- 4 「獲得」とは、幼児期に第一言語(母語)として自然に身に付けることを 言い、「習得」とは、学習により第二言語として身に付けることを言います。
- 5 「読唇と発声訓練を中心とする口話法」とは、話し手の唇や顔面の動きから話された言葉を理解する読唇と、話すための発声訓練を中心とした教育法のことです。その効果については、残存聴力のレベルなどによる個人差が大きいと言われています。

【参考】

障害者の権利に関する条約(抜粋)

(定義)

第二条 この条約の適用上、

(略)

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

障害者基本法(昭和45年法律第84号)(抜粋)

(地域社会における共生等)

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一~二 略

三 全て障害者は、可能な限り、<u>言語(手話を含む。)</u>その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例(平成28年大分県条例第15号)(抜粋)

(基本原則)

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障がいのある人が、障がいのない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一~三 略

四 全て障がいのある人は、<u>言語(手話を含む。)</u>その他の意思疎通のための 手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用の ための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(目的)

第1条 この条例は、手話の普及等(手話に対する理解の促進、手話を必要とする人が手話を獲得し、又は習得する機会の確保及び手話による円滑な意思疎通のための環境の整備をいう。以下同じ。)について、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、もって全ての県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣 旨】

本条は、本条例の構成を明らかにするとともに、目的を定めたものです。

【解 説】

- 1 本条例の構成は、次のとおりとなっています。
 - ① 手話の普及等について基本理念を定める(第2条)
 - ② 県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにする(第3条~第5条)
 - ③ 手話の普及等に関する施策の基本的な事項を定める(第6条~第16条)
- 2 本条例で言う「手話の普及等」は、次の3つの取組からなります。
 - ① 手話に対する理解の促進

第2条第1項に定める手話の意義に対する理解を促進することを言います。

- ② 手話を必要とする人が手話を獲得し、又は習得する機会の確保 「手話を必要とする人」「獲得」「習得」の意味については、前文の解 説をご参照ください。
- ③ 手話による円滑な意思疎通のための環境の整備

手話の普及、手話を用いた情報発信、手話通訳者等の養成及び派遣、手話の使用に関する合理的配慮の促進など、ろう者が日常生活及び社会生活において手話を使用して意思疎通しやすい環境を整えることを言います。

3 本条例が目的とする社会は、障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる 大分県づくり条例が目的とする社会と同じものです。

(基本理念)

- 第2条 手話の普及等は、手話が独自の言語であって、ろう者にとって思考、感情及びコミュニケーションの基盤として必要不可欠であるとともに、ろう者が健全で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行われなければならない。
- 2 手話の普及等は、ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し、歩 み寄りながら共生することを基本として行われなければならない。

【趣 旨】

本条は、手話の普及等を行うに当たっての基本理念を定めたものです。

【解 説】

[第1項]

手話の意義として、次の3点を明らかにしています。

- ① 手話は独自の言語である
- ② 手話は、ろう者にとって思考、感情及びコミュニケーションの基盤である

③ 手話は、ろう者が健全で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産である

[第2項]

手話の普及等に当たって基本とすべき姿勢を明らかにしています。

手話はコミュニケーション手段であり、手話がろう者とろう者以外の方とのかけはしとなることが期待されることから、コミュニケーションの重要な精神として「歩み寄り」を盛り込んでいます。

(県の責務)

- 第3条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、 ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮 を行うとともに、手話の普及等に関する総合的な施策を実施するものとする。
- 2 県は、手話の普及等に当たっては、市町村その他の関係機関と連携を図ると ともに、ろう者、手話通訳者等の協力を得るよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県の責務を定めたものです。

【解 説】

[第1項]

- 1 「県」は、普通地方公共団体としての「大分県」を指し、県議会、行政委員会(教育庁及び警察本部含む)、地方公営企業(病院局及び企業局)を含みます。
- 2 「日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮」 障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)における「合理的配慮」を踏まえたものです。合理的配慮の定義については、以下の【参考】をご覧ください。

[第2項]

ろう者及び手話通訳者等は、手話に関する深い知識や技術を有しており、手話の普及等を進めるために欠かせない存在であることから、県はその協力を得るよう努めるとしています。「手話通訳者等」の範囲については第10条の解説をご覧ください。

【参 考】

障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例(平成28年大分県条例第15号)(抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。

- $(1) \sim (3)$ 略
- (4) 合理的配慮とは、障がいのある人が障がいのない人(障がいのある人以外

の者をいう。以下同じ。)と同じように日常生活又は社会生活を営むため、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(障がいのある人が意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、当該障がいのある人の家族その他の関係者からの意思の表明を含む。)があった場合において、社会的障壁の除去について、現状を変更し、又は調整し、その他必要かつ合理的な配慮をすることをいう。

(県民の役割)

- 第4条 県民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるよう努めるものとする。
- 2 県民は、基本理念にのっとり、その手話に関する知識及び技術に応じて手話 の普及に努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、手話の普及等に関して県民に期待される役割を定めたものです。

【解 説】

[第1項]

「手話に対する理解を深める」は、第2条第1項に定める手話の意義に対する理解を深めることを言います。

[第2項]

手話に関する深い知識や技術を有するろう者や手話通訳者等だけでなく、多くの県民にそれぞれの知識と技術に応じて手話の普及に取り組んでいただくことを期待し、本規定を置くものです。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき、 又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関し合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、事業者の役割について定めたものです。

【解 説】

- 1 「**ろう者を雇用するとき」**には、募集・採用時だけではなく、雇用後も含みます。
- 2 「手話の使用に関し合理的な配慮を行う」とは、ろう者から求めがあった場合に、ろう者が手話を使用してサービスの提供を受けたり、雇用先で手話による意思疎通を図ることができるよう配慮することを言います。必ずしも従業員が直接手話による意思疎通を図る必要はなく、手話通訳者等を介してでもよく、実施に伴う負担が過重でない範囲内で行うべきものです。

合理的配慮の定義については、第3条の【参考】をご覧ください。なお、

障害者差別解消法では事業主に対しその事業を行うに当たり合理的な配慮に 努めることを義務付けるとともに、障害者の雇用の促進等に関する法律では 事業主に対し労働者の障がいの特性に配慮した合理的な配慮を行うことを義 務付けていますが、本条では、それらも踏まえつつ、手話の使用に特化した 合理的配慮について定めているため、努力義務としています。

(施策の策定及び実施)

- 第6条 県は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第2項の都道 府県障害者計画において、手話の普及等に関し必要な施策を定め、これを実施 するものとする。
- 2 県は、前項の施策を定め、又は変更しようとするときは、ろう者の意見を聞くものとする。

【趣 旨】

本条は、県による必要な施策の策定及び実施について定めたものです。

【解 説】

「障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第2項の都道府県障害者計画」は、「大分県障がい者計画」がこれに当たります。

(手話を獲得し、又は習得する機会の確保)

第7条 県は、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と連携し、手話 を必要とする人が乳幼児期からその家族等と共に手話を獲得し、又は習得する 機会を確保するよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、手話を必要とする人が手話を獲得し、又は習得する機会の確保について定めたものです。

【解説】

1 「手話を必要する人」「獲得」「習得」の意味については、前文の解説を ご覧ください。手話は言語であり、手話を必要とする子どもの成長のために は、なるべく早くから手話を身に付ける機会を確保することが重要です。

(手話を学ぶ機会の確保)

第8条 県は、市町村その他の関係機関、ろう者及び手話通訳者等と連携し、県 民が手話に対する理解を深め手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

【趣 旨】

本条は、一般の県民が手話を学ぶ機会の確保について定めたものです。

【解 説】

「手話に対する理解を深め手話を学ぶ」とは、第2条第1項に定める手話の意義に対する理解を深めるとともに、手話に関する知識や技術を学ぶことを言います。

(手話を用いた情報発信等)

- 第9条 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得することができる よう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。
- 2 県は、災害その他非常の事態の場合に、ろう者が手話等により自身の安全確保に必要な情報を速やかに取得し、及び円滑に意思疎通を図ることができるよう、市町村その他の関係機関との連携等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、手話を用いた県政に関する情報発信と、非常時にろう者が手話等により情報を取得し円滑に意思疎通を図ることができるようにするための措置について定めたものです。

【解 説】

[第2項]

- 1 ろう者は情報の取得に制約があるため、災害等の非常時には適切な情報伝達が重要となります。災害時等の対応は一義的には市町村が行うことを踏まえ、県として市町村その他の関係機関との連携等必要な措置を講ずるものとしています。
- 2 「**手話等**」には、筆談、文字による掲示、Eメールや防災アプリなどを含みます。

(手話通訳者等の養成等)

第10条 県は、市町村その他の関係機関と連携し、手話通訳者等の養成及び確保並びにその技術の向上を図るものとする。

【趣旨】

本条は、手話によりろう者とろう者以外との意思疎通を仲介する手話通訳者等 の養成・確保とその技術の向上について定めたものです。

【解 説】

1 「手話通訳者等」は、意思疎通支援事業(障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に基 づく地域生活支援事業)における手話通訳者(次の表の手話通訳士及び手話 通訳者)に加え、手話奉仕員を含みます。

手話通訳士	手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に
	関する省令(平成21年厚生労働省令第96号)に基づき実
	施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者
手話通訳者	都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成研
	修事業において「手話通訳者」として登録された者
手話奉仕員	聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの
	支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習
	得した者

※「地域生活支援事業の実施について(平成18年8月1日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」 2 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業では、手話通訳者の養成は 都道府県が、手話奉仕員の養成は市町村が行うものとされています。

(手話通訳者の派遣体制の整備)

第11条 県は、市町村その他の関係機関と連携し、ろう者が手話通訳者の派遣 等による意思疎通支援を受けられる体制の整備を図るものとする。

【趣 旨】

本条は、ろう者が手話通訳者の派遣等による意思疎通支援を受けられる体制の整備について定めたものです。

【解説】

- 1 「手話通訳者の派遣等」には、遠隔手話通訳サービス(スマートフォンや タブレット端末を利用して遠隔地にいる手話通訳者による通訳を受けるこ とができるサービス)を含みます。
- 2 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業では、通常の手話通訳者の派遣は市町村が、専門性の高い派遣(市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村での対応が困難な派遣等)は都道府県が対応するものとされています。

(学校等における取組)

- 第12条 聴覚に障がいのある乳幼児、児童及び生徒(以下この条において「聴覚障がい児」という。)が通学等をしている学校等の設置者は、聴覚障がい児の実態に合わせて適切な意思疎通手段を選択し、又は組み合わせて教育又は保育(以下この条において「教育等」という。)を行うよう努めるものとし、当該聴覚障がい児の教育等に関わる教職員が手話に関する知識及び技術を身に付けるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 聴覚障がい児が通学等をしている学校等の設置者は、聴覚障がい児及びその 保護者に対する手話に関する学習の機会の提供並びに教育等に関する相談及び 支援に努めるものとする。
- 3 特別支援学校(聴覚障がい児に対して教育を行うものに限る。)の設置者は、 手話を必要とする聴覚障がい児が手話を学び、かつ手話を使用して学ぶことが できるよう、手話に通じた教職員の育成に努めるものとする。
- 4 県は、児童及び生徒が学校において基本理念及び手話に対する理解を深める ため、地域の実情に応じて手話に関する啓発その他の必要な措置を講ずるよう 努めるものとする。

【趣旨】

本条は、学校等における学校設置者及び県による取組について定めたものです。

【解 説】

[第1項及び第2項]

1 「学校等」は、幼稚園、小学校、義務教育学校、中学校、高等学校、中等 教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園及び保育所を言い、「通 学等」は、通学及び通園を言います。

- 2 「聴覚障がい児の実態に合わせて適切な意思疎通手段を選択し、又は組み合わせて教育又は保育を行う」とは、聴覚障がい児の障がいの状態、補聴器・人工内耳の装用の有無、教育歴などに応じ、手話、音声、読唇、文字などの意思疎通手段の中から、適切な手段を選択したり複数の手段を組み合わせたりすることで、意思の相互伝達を図りながら、教育又は保育を行うことを言います。
- 3 「手話に関する知識及び技術を身に付けるために必要な措置」は、手話の 指導技術向上のための研修を自ら行うことや、外部の研修に教職員が参加で きるよう配慮することなどが想定されます。

[第3項]

「特別支援学校(聴覚障がい児に対して教育を行うものに限る。)」には、 大分県立聾学校が該当します。

[第4項]

- 1 聴覚障がい児の通学の有無に関わらず全ての学校に関する規定です。広く 手話に対する理解の促進と手話の普及を図るためには、学齢期の児童・生徒 へ広く働きかけることが効果的であることから規定を置いたものです。学校 の設置者により取組の差が生じるのではなく、県として一元的に働きかける 必要があるため、主語を県としています。
- 2 「手話に関する啓発その他の必要な措置」は、啓発教材の配布のほか、地域のろう者や手話通訳者等の協力を得て手話に関する学習が行われるよう学校を支援することなどが想定されます。

(事業者への支援)

第13条 県は、第5条の規定により手話の使用に関し合理的な配慮を行う事業 者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

本条は、ろう者に対しサービスを提供する際又はろう者を雇用する際に手話の使用に関し合理的な配慮を行う事業者への支援について、定めたものです。

【解 説】

合理的配慮の意義については、第5条の解説をご覧下さい。

(手話に関する調査研究)

第14条 県は、ろう者、手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に 関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

【趣旨】

本条は、言語である手話の発展に資するため、手話に関する調査研究について 定めたものです。

【解 説】

手話は、音声言語と同様に各地域によって様々な手話(手話方言)が存在し、 また時代に応じて変化しています。地域の方言や手話の変化について調査研究を 行いその成果を普及することは、手話の発展のために重要であることから、県と して、ろう者や手話通訳者等が行う調査研究に協力するものとしています。 (手話の普及等に当たっての配慮)

- 第15条 県は、手話の普及等に当たっては、聴覚に障がいのある手話以外の意思疎通手段を使用する者に十分に配慮するものとする。
- 2 県は、手話の普及等に当たっては、外国人のろう者に配慮するよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、手話の普及等を行うに当たって県として配慮すべき事項を定めたものです。

【解 説】

[第1項]

聴覚に障がいのある人の中には、病気や事故などにより途中で聞こえなくなった人(中途失聴者)や、補聴器や人工内耳を使えば一定程度聞こえる人(難聴者)を中心に、音声、読唇、文字など手話以外の意思疎通手段を使用する人も多く、手話の普及等に当たってはこれらの方々に十分配慮することが必要です。具体的には、要約筆記による意思疎通支援のほか、手話に対する理解の促進に合わせてこれら手話以外の意思疎通手段に対する理解の促進を図るといったことが想定されます。

[第2項]

手話は、音声言語と同じように国や地域によって異なることから、外国人の ろう者への情報提供や意思疎通に関しては特に配慮が必要です。今後、国際化 が進み、本県に在住又は本県を訪問する外国人のろう者が増加する可能性を踏 まえ規定を置くものです。

(財政上の措置)

第16条 県は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、手話の普及等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置について定めたものです。

【解 説】

施策の実施に係る予算を確保することは重要であることから、必要な経費の予 算化に努めることとしています。

附則

この条例は公布の日から施行する。

【趣旨】

本附則は、この条例の施行期日を定めたものです。

【解 説】

本条例は公布の日(令和3年3月12日)から施行されます。